火気取扱承認申請の流れ

■火気使用承認に必要な資料は以下のとおりです。フローチャートを参考に必要書類を提出してください。

使用しようとしているものは、裸火又は火の気（※）を発生させるものである。
※ガスガウジング（溶接・切断）、溶解機器、グラインダー、サンダー、アスファルト溶解に使用する裸火
タバコ、ストーブ(灯油/ガス)、点検中の炉、カセットコンロ(ガス)、焚火　etc.

NO → 申請の必要はありません

YES ↓

火気の使用場所は、関西国際空港島内もしくは連絡橋鉄道部分である。

NO → 申請の必要はありません

YES ↓

火気使用承認申請書の提出が必要です。

※航空機給油取扱所の給油空地について→泉州南広域消防本部宛ての各種届出書の提出が必要です。

申請様式

- 火気の使用期間が２４時間以内の場合はこちら
- 火気の使用期間が２４時間を超える場合はこちら

申請について（火気使用期間が２４時間以内の場合）

申請に関する書類

※申請書記載例はこちら

- ➤ 火気使用承認申請書(第１号様式)
- ➤ 緊急時連絡体制図と火気使用場所の図面等を必ず添付してください(第１-2,1-3号様式)

申請方法

- ➤ AFOC（エアフィールドオペレーションセンター）宛て、上記書類をメールにて送信。
  （受付メールアドレス： kakishiyou@ops.kansai-airports.co.jp ）

申請後

- ➤ 受付完了後、担当より受理済み「火気使用承認申請書」及び「火気使用承認証(第2号様式)」のPDFデータをメール返信いたします。

注意事項

- ➤ 火気を使用する際は、消火器又は水バケツを準備し、視認性が良い場所にＡ３・カラー印刷した「火気使用承認証」を掲示してください。
- ➤ 「火気使用承認証」の有効期間は、６カ月以内です。火気の使用が終了後、速やかに「火気使用承認証」を適切に破棄ください。
- ➤ 「火気使用承認証」を紛失された場合は、早急にAFOCまでご連絡いただき、指示に従ってください。

関西国際空港
火気取扱承認規定

こちら

申請について（火気使用期間が２４時間を超える場合）

申請に関する書類

※申請書記載例はこちら

- ➤ 火気使用承認申請書(第１号様式)
- ➤ 緊急時連絡体制図と火気使用場所の図面等を必ず添付してください(第１-2,1-3号様式)

申請方法

- ➤ AFOC（エアフィールドオペレーションセンター）宛て、上記書類をメールにて送信。
（受付メールアドレス：kakishiyou@ops.kansai-airports.co.jp）

申請後

- ➤ 受付完了後、担当より受理済み「火気使用承認申請書」及び「火気使用承認証(第2号様式)」のPDFデータをメール返信いたします

注意事項

- ➤ 火気を使用する際は、消火器又は水バケツを準備し、視認性が良い場所にA4・カラー印刷した「火気使用承認証」を掲示してください。
- ➤ 「火気使用承認証」の有効期間は、６カ月以内です。火気の使用が終了後、速やかに「火気使用承認証」を適切に破棄ください。
- ➤ 「火気使用承認証」を２４時間を超えて使用する火気使用者は、１カ月の使用件数をまとめた「火気使用実績報告書」(第３号様式)を翌月５営業日までにAFOCあて、メールにて報告してください。
- ➤ 「火気使用承認証」を紛失された場合は、早急にAFOCまでご連絡いただき、指示に従ってください。

関西国際空港
火気取扱承認規定

こちら

空港内 オペレーションセンター配置場所・連絡先

〒549-0011
大阪府泉南郡田尻町泉州空港中１番地
☎ 072-455-2404
✉ kakishiyou@ops.kansai-airports.co.jp

〒549-0001
大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
第2ターミナル（国内線側）
☎ 072-455-4396
✉ aoc-t2@ops.kansai-airports.co.jp

〒549-0001
大阪府泉佐野市泉州空港北１番地
第1ターミナル （2F北側）
☎ 072-455-2416
✉ ptb1-bousai@ops.kansai-airports.co.jp

〒549-0021
大阪府泉南市泉州空港南1番地　第5国際代理店ビル2階
☎ 072-455-4394
✉ aoc-cargo@ops.kansai-airports.co.jp

〒549-0001
大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
展望ホール（メインホール）2F
☎ 072-455-2794
✉ kix-saitai@ops.kansai-airports.co.jp